る場合における当該各事業年度に係る同条第四項に規定する特定所得の金額の計算の基礎」及び「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第一号中「第四十条の四第六項」を「第四十条の四第十一項」に改め、同項第五号中「及び第三項第三号」及び「（株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第三項第二号及び次条第一項第五号において同じ。）又は出資をいう。第三項において同じ。）」を削り、同項第六号中「第四十条の四第六項」を「第四十条の四第十一項」に、「特定外国子会社等」を「添付対象外国関係会社」に、「第二十五条の二十一第五項第一号」を「第二十五条の十九第五項第一号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条に第一項から第十七項までとして次の十七項を加える。

施行令第二十五条の十九の三第十五項第三号に規定する財務省令で定める場合は、外国関係会社（法第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項及び第十七項において「本店所在地国」という。）において行う次に掲げる業務の状況を勘案して、当該外国関係会社がその本店所在地国においてこれらの業務を通じて製品の製造に主体的に関与していると認められる場合とする。

一　工場その他の製品の製造に係る施設又は製品の製造に係る設備の確保、整備及び管理

二　製品の製造に必要な原料又は材料の調達及び管理

三　製品の製造管理及び品質管理の実施又はこれらの業務に対する監督

四　製品の製造に必要な人員の確保、組織化、配置及び労務管理又はこれらの業務に対する監督

五　製品の製造に係る財務管理（損益管理、原価管理、資産管理、資金管理その他の管理を含む。）

六　事業計画、製品の生産計画、製品の生産設備の投資計画その他製品の製造を行うために必要な計画の策定

七　その他製品の製造における重要な業務

2　施行令第二十五条の二十第七項の規定により確定申告書に添付する明細書は、法人税法施行規則別表九㈡、別表十一㈠から別表十一㈡まで、別表十二㈠、別表十二㈡、別表十三㈠から別表十三㈢まで、別表十三㈤、別表十四㈠及び別表十六㈠から別表十六㈤までに定める書式に準じた書式による明細書とする。

3　施行令第二十五条の二十二の三第二項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額は、法人税法第二十四条第一項（同項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配又は同項第四号に規定する資本の払戻しに係る部分を除く。）の規定の例によるものとした場合に同法第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額とみなされる金額に相当する金額とする。

4　法第四十条の四第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、部分対象外国関係会社（同項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう。次項から第十二項までにおいて同じ。）の行うデリバティブ取引（法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。第九項、第十項及び次条において同じ。）に係る利益の額又は損失の額につき法人税法第六十一条の五の規定その他法人税に関する法令の規定（同法第六十一条の六の規定を除く。）の例に準じて計算した場合に算出される金額とする。

5　法第四十条の四第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引等（同条第四項第一号に掲げる取引をいい、同法第六十一条の八第二項に規定する先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引及び同法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取引に相当する取引を除く。以下第七項までにおいて同じ。）とする。

一　ヘッジ対象資産等損失額（法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失の額に相当する金額をいう。以下第七項までにおいて同じ。）を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引等を行つた場合（当該デリバティブ取引等を行つた日において、同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号、次項及び第十八項において同じ。）の作成がされている場合の当該電磁的記録を含む。次号において同じ。）に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載されている場合に限る。）において、当該デリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従つて定期的に確認が行われているときの当該デリバティブ取引等（次号に掲げるデリバティブ取引等を除く。）

イ　そのデリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つたものである旨

ロ　そのデリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする法人税法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に相当するもの

ハ　そのデリバティブ取引等の種類、名称、金額及びヘッジ対象資産等損失額を減少させるとする期間

ニ　その他参考となるべき事項

二　その有する売買目的外有価証券相当有価証券（法人税法第六十一条の三第一項第二号に規定する売買目的外有価証券に相当する有価証券（同法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。第十二項第四号ロにおいて同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の価額の変動（同法第六十一条の九第一項第一号ロに規定する期末時換算法に相当する方法により機能通貨換算額への換算をする売買目的外有価証券相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。）により生ずるおそれのある損失の額（以下この号において「ヘッジ対象有価証券損失額」という。）を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引等を行つた場合（当該デリバティブ取引等を行つた日において、当該売買目的外有価証券相当有価証券の取得又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載されている場合に限る。）において、当該デリバティブ取引等がヘッジ対象有価証券損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従つて定期的に確認が行われているときの当該デリバティブ取引等

イ　その売買目的外有価証券相当有価証券を法人税法施行令第百二十一条の六の規定に準じて評価し、又は機能通貨換算額に換算する旨

ロ　そのデリバティブ取引等によりヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券相当有価証券

ハ　そのデリバティブ取引等の種類、名称、金額及びヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする期間

ニ　その他参考となるべき事項

6　部分対象外国関係会社が当該事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）において行つたデリバティブ取引等のおおむね全部がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つたものである場合（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該部分対象外国関係会社に係る法第四十条の四第六項各号列記以外の部分に規定する居住者は、前項の規定にかかわらず、当該部分対象外国関係会社が当該事業年度において行つた全てのデリバティブ取引等をもつて、同条第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引とすることができる。

一　そのデリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする法人税法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に相当するものの内容、ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行うデリバティブ取引等の方針及びその行うデリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果の評価方法に関する書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）を作成していること。